登録から派遣までの流れ

ひとり親家庭等日常生活支援事業ご利用ガイド

＜奈良市版＞

※注意※令和8年10月以降に制度を利用される場合のガイドです

ご存知ですか？　　まず登録を！

～事業概要～

この事業は、奈良市が 訪問介護 おっは～、NPO 法人 Ms ねっとに委託し、予算の範囲内で家庭生活支援員の派遣などを行っています。

母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が就学などの自立に必要な理由や疾病などの理由により、一時的に家事援助、保育サービスを必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣します。

令和８年１０月

1. 登録申請

申請場所

子ども給付課窓口

登録期間

８月～翌年７月末まで

添付書類

１．ひとり親家庭などであることを証明する書類
（児童扶養手当証書の写し、ひとり親家庭等医療費受給資格証の写し、戸籍など）

２．利用世帯の区分ごとに異なります。＜下記参照＞
個人番号（マイナンバー）の提出により、省略できることがあります。

利用世帯の区分	添付書類
生活保護世帯	生活保護受給者証明書
市町村民税非課税世帯	非課税証明書
児童扶養手当支給水準世帯	児童扶養手当証書の写し（なければ課税証明書）
上記以外の世帯	不要

３．個人番号（マイナンバー）確認書類・本人確認書類

手続きから２週間ほどでご自宅に登録書が届きます。※緊急時はご相談ください。

2. 支援の利用

① 利用の申込

お申し込み方法

電話・FAX・メールなどで各事業者までお申し込みください。その際、できるだけ詳しい状況・支援の希望をお伝えください。

お申し込み先

生活援助	訪問介護　おっは～ 〒630-8141　奈良市南京終７丁目 564-4 申込…電話・FAX：0742-81-3317 メール：o-ha@wakisaka.org
子育て支援	NPO 法人　Ms ねっと 〒630-8113　奈良市法蓮町 433 番地１　グローリー新大宮１階 申込…電話：０７４２-９３-９６３６　FAX：0742-81-7772

～注意事項～

- 利用申込は、緊急時を除き**支援希望日の１週間前まで**にお申し込みください。
- 家庭生活支援員が見つからず、派遣が出来ないこともあります。
- 利用申込後にキャンセルされる場合は、前日の 17 時までに各事業者までご連絡ください。

② 事前打ち合わせ

派遣が決まった場合は、生活援助については訪問介護おっは～、子育て支援についてはNPO法人Ｍｓねっとより家庭生活支援員の派遣があります。（別途、「ひとり親家庭等日常生活支援事業家庭生活支援員派遣等決定通知書」が発行されます。）

直接、各事業者と連絡をとっていただき、より具体的な支援内容、子どもの様子などをお打ち合わせください。

③ 家庭生活支援員の派遣を受ける日

生活援助については支援時間中、子育て支援については支援開始時と支援終了時に、利用者の立ち合いが必要です。居宅に子どもしかいない状態での支援開始や、子どもの学校などへの送迎などは行いません。

支援終了時、家庭生活支援員が持参する「ひとり親家庭等日常生活支援事業派遣等証明書」の内容（時間数など）を確認の上、住所、氏名をご署名（または記名押印）してください。

④ 支援終了後

自己負担額が発生する場合は、市より納付書を送付します（電子納付もご利用いただけます）。

必ず指定の期日までに、金融機関または電子納付（キャッシュレス納付）により納付ください。

＜自己負担額＞

利用世帯の区分	利用者の負担額（1時間当たり）	
	子育て支援	生活援助
生活保護世帯	0円	0円
市町村民税非課税世帯		
児童扶養手当支給水準世帯	７０円	１５０円
上記以外の世帯	１５０円	３００円

3. 登録内容の変更

市から発行された登録書の内容が変わる場合や、住所・連絡先などに変更がある場合は、変更の届け出が必要です。子ども給付課（☎０７４２－３４－５０８６）までご連絡下さい。

4. 継続のご利用について

発行された登録書の有効期限後も引き続きご利用を希望される場合は、継続申請が必要です。

ひとり親家庭等日常生活支援事業とは？

＊ひとり親家庭等日常生活支援事業が利用できる場合

１．自立促進に必要な事由（技能習得のための通学、就職活動など）【一時的】

２．社会通念上必要と認められる事由（疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、残業、転勤、出張、学校等の公的行事への参加など）【一時的】

３．乳幼児または小学校に就学する児童を養育しており、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる（所定内労働時間の就業を除く。）など【定期的】

＊家庭生活支援員に依頼できる仕事

１．生 活 援 助 …家事とその他必要と認められる用務

（例）食事の準備、住居の掃除、生活必需品の買物など

【利用者の立ち合い】 支援時間中

２．子育て支援…保育サービスとその他必要と認められる用務

（例）乳幼児の保育、乳幼児の食事の世話など

【利用者の立ち合い】 支援開始時・終了時

＊援助が受けられる場所

原則利用者の居宅

＊援助を受けられる単位、期間

・生活援助、子育て支援ともに１時間単位（土日 利用可）

・生活援助の支援時間は、午前９時～午後７時（移動時間含む）です。

・派遣等の日数は、日常生活等に支障が生じている状況に応じ必要と認められる期間

（1 ヶ月１０日または３０時間、年間６０時間程度）

＊利用料

内面、＜自己負担額＞をご参照ください。

＊その他

・本サービスは一時的な支援ですので、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合などを除き、年間を通しての継続的な事由は支援の対象になりません。なお、他の手段を考える間の一時的な利用は可能です。

・制度について質問などがある場合は、子ども給付課までお問い合わせ下さい。

～お問い合わせ～

奈良市　子ども給付課　ひとり親家庭支援係

〒６３０－８５８０　奈良市二条大路１丁目１番１号

ＴＥＬ：０７４２－３４－５０８６